

ID: 1637

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
【基準】 政令第9条第1項の規定による。 (認定計画の変更等) 第9条 法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日